

随意契約理由書
復興公営住宅の随意契約とする理由
(災害等緊急を要するもの)

以下の理由により、復興公営住宅の整備工事について、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、「災害等緊急を要するもの」として、随意契約を行いたい。

- ・復興公営住宅の整備は、原発事故による避難指示区域の避難住民が避難前の居住地に帰還するまでの間に生活する住宅を建設するものであり、恒久的な住宅の建設であるが、最終的な復興住宅ではなく、原子力災害による被害に当面对応するための応急的な住宅対策である。
- ・避難住民は、現在、応急仮設住宅等に生活しているが、狭小な仮設の住宅等での生活は、避難住民の心身の健康に大きな障害をもたらしていることから、一日も早い復興住宅への入居が待たれており、復興公営住宅の完成が遅延することは、避難住民の生命や身体等に大きな影響を及ぼすものである。
- ・したがって、復興公営住宅の整備は、避難住民の安定した生活を確保するために行う、緊急性の高い工事である。